

■ 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識 ■

【問1】 解答 A

- A ○ 厚生労働省「平成 28 年労働災害発生状況の分析等」参照。設問のとおり。
- B × 厚生労働省「平成 28 年労働災害発生状況の分析等」参照。死傷災害については、第三次産業の一部の業種で増加傾向が見られるなど、十分な減少傾向にあるとはいえない現状にある。
- C × 厚生労働省「平成 28 年労働災害発生状況の分析等」参照。陸上貨物運送事業における死傷災害では、「墜落・転落」が最も多い。
- D × 厚生労働省「平成 28 年労働災害発生状況の分析等」参照。製造業における死傷災害では、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多い。
- E × 厚生労働省「平成 28 年労働災害発生状況の分析等」参照。設問のうち「社会福祉施設」における死傷災害では、「動作の反動・無理な動作」が最も多い。

【問2】 解答 E

- A ○ 平成 29 年版厚生労働白書 38 頁参照。設問のとおり。
- B ○ 平成 29 年版厚生労働白書 61 頁参照。設問のとおり。
- C ○ 平成 29 年版厚生労働白書 65 頁参照。設問のとおり。
- D ○ 平成 29 年版厚生労働白書 74 頁参照。設問のとおり。
- E × 平成 29 年版厚生労働白書 72 頁参照。パートタイム労働者が 1 ヶ月間に受け取る賃金額はあまり上昇していない。

【問3】 解答 D

- ア × 最判 昭 54.7.20 大日本印刷事件。いわゆる採用内定の制度の実態は、「類似している」のではなく、「多様である」ため、その法的性質については、「事実関係にかかわらず」ではなく、「具体的事案につき」「事実関係に即して」検討する必要があるものとされている。なお、本件の事実関係のもとにおいて、採用内定の法的性質を設問後半のように判断した点は、正しい。
 - イ ○ 労契法 5 条、平 24 基発 0810 第 2 号。設問のとおり。
 - ウ ○ 平 24 基発 0810 第 2 号。設問のとおり。
 - エ × 最判 平 15.10.10 フジ興産事件。懲戒に関しても、就業規則が法的規範としての性質を有するものとして拘束力を生ずるためには、その内容を、適用を受ける事業場の労働者に周知させる手続が採られていることを要する。
 - オ ○ 平 24 基発 0810 第 2 号。設問のとおり。
- 以上から、誤っているものの組合せは、D（アとエ）である。

【問4】 解答 C

- A ○ 労組法 17 条、昭 29.4.7 労発 111 号。設問のとおり。
- B ○ 派遣法 40 条の 5 第 1 項。設問のとおり。

- C × 過労死等防止対策推進法。過労死等防止対策推進法において、設問のように事業主に報告書の提出を義務づける規定はない。
- D ○ 労組法 22 条 1 項。設問のとおり。
- E ○ 均等法 13 条 1 項。設問のとおり。

【問5】 解答 B

- A × 社労士法 14 条の 3。社会保険労務士名簿は、全国社会保険労務士会連合会に備える。また、その登録も全国社会保険労務士会連合会が行う。
- B ○ 社労士法 14 条の 8 第 2 項。設問のとおり。
- C × 社労士法 25 条の 3。設問の場合には、懲戒処分 of いずれかをすることができる。確認時から 3 ヶ月以内に失格処分をしなければならないわけではない。
- D × 社労士法 25 条の 14 第 1 項。定款に異なる変更基準を定めた場合でも、その定めは無効とされない。定款に別段の定めがある場合には、その定めに従い、定款を変更することができる。
- E × 社労士法 25 条の 9 の 2。設問の場合には、補佐人を「当該社会保険労務士法人」が選任するのではなく、「委託者に」選任させなければならない。

【問6】 解答 E

- A ○ 健保法 7 条の 4 第 1 項。設問のとおり。
- B ○ 船保法 4 条 1 項、6 条 1 項。設問のとおり。
- C ○ 介保法 8 条 4 項。設問のとおり。
- D ○ 高確法 141 条 1 項。設問のとおり。
- E × 児手法 9 条 3 項。児童手当の額の減額改定は、その事由が生じた日の属する月の「翌月」から行われる。

【問7】 解答 B

- A × 高確法 9 条 1 項。「5 年ごとに、5 年を 1 期」ではなく、「6 年ごとに、6 年を 1 期」である。
- B ○ 高確法 9 条 8 項。設問のとおり。
- C × 高確法 59 条 1 項。「都道府県」ではなく、「後期高齢者医療広域連合」である。
- D × 高確法 66 条 1 項。都道府県知事の指導を受けることもある。
- E × 高確法 71 条 1 項。意見を聴く相手方は、「後期高齢者医療広域連合」ではなく、「中央社会保険医療協議会」である。

【問8】 解答 A

- A ○ 船保法 13 条 1 項。設問のとおり。
- B × 船保法 16 条 1 項。等級区分は、第 1 級から「第 50 級」までである。
- C × 船保法 120 条。介護保険料率は合算しない。一般保険料率は、疾病保険料率と災害保健福祉保険料率とを合計して得た率である。なお、設問後半の記述は、正しい。

- D × 船保法 121 条 1 項。疾病保険料率の範囲は、「1,000 分の 40 から 1,000 分の 130 まで」である。
- E × 船保法 122 条 1 項。災害保健福祉保険料率の範囲は、「1,000 分の 10 から 1,000 分の 35 まで」である。

【問9】 解答 D

- A × 国保令 29 条の 7 第 1 項。国民健康保険料の賦課額に、「前期高齢者納付金等賦課額」は合算されない。
- B × 厚年法 81 条 4 項。平成 29 年 9 月分以後の保険料率は、「18.3%」（1,000 分の 183.00）である。
- C × 高確法 107 条、同令 22 条、23 条。口座振替の方法により納付することができる場合もある。
- D ○ 健保法附則 7 条 1 項。設問のとおり。
- E × 国年法 88 条 1 項、93 条 1 項、健保法 161 条 1 項、165 条 1 項、厚年法附則 4 条の 3 第 7 項、船保法 125 条 2 項、128 条 1 項。厚生年金保険法に規定する適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者については、前納することができない。

【問10】 解答 D

- A ○ 平成 29 年版厚生労働白書 12 頁参照。設問のとおり。
- B ○ 平成 29 年版厚生労働白書 289 頁参照。設問のとおり。
- C ○ 平成 29 年版厚生労働白書 285 頁参照。設問のとおり。
- D × 平成 29 年版厚生労働白書 287～288 頁参照。年金積立金の運用状況の公表は、「半期に 1 度」ではなく、「四半期ごとに」行っている。また、厚生労働大臣が自主運用を開始したのは「平成 11 年度」ではなく、「平成 13 年度」からであり、平成 13 年度から平成 27 年度までの運用実績は、収益率で見ると名目賃金上昇率を平均で約 3.1% 「上回って」いる。なお、平成 13 年度から平成 27 年度までの運用実績の累積収益額が約 56.5 兆円となっている点は、正しい。
- E ○ 平成 29 年版厚生労働白書 331 頁参照。設問のとおり。



■ 健康保険法 ■

【問1】 解答 D

- ア ○ 法7条の18第2項、則2条の4第5項。設問のとおり。
 - イ ○ 法220条。設問のとおり。
 - ウ × 令1条1号。業務上の余裕金で国債、地方債を購入し、運用を行うことはできる。
 - エ × 法24条1項。「適用事業所に使用される被保険者」ではなく、「組合会において組合会議員の定数」の4分の3以上の多数による議決が必要である。
 - オ ○ 法7条の30。設問のとおり。
- 以上から、誤っているものの組合せは、D（ウとエ）である。

【問2】 解答 D

- A × 昭32.9.2保発123号。保険医療機関としての指定を受けた病院は、診療の対象者を限定することができない。
- B × 法115条1項、令41条1項。夫婦がともに被保険者である場合は、ともに70歳以上であっても、世帯合算は行われぬ。
- C × 法39条、48条、法附則3条6項、則29条1項、43条、170条。設問に掲げる資格喪失の効力の発生については、いずれも確認を要しない。また、設問のうち、任意適用事業所の適用の取消しによる被保険者の資格の喪失に係る届出は、事業主が行う。また、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格の喪失については、一定の場合に限り、申出書を提出するものとされている。
- D ○ 平28保発0314第1号。設問のとおり。
- E × 法55条1項。労災保険法に基づく給付が行われる場合には、埋葬料は支給されない。

【問3】 解答 B

- A ○ 法55条3項。設問のとおり。
- B × 法115条の2第1項。健康保険法に基づく高額療養費が支給されていることは、高額介護合算療養費の支給要件の1つとされていない。
- C ○ 法48条、則27条1項。設問のとおり。
- D ○ 法44条1項、昭36.1.26保発4号等。設問のとおり。
- E ○ 法3条7項4号。設問のとおり。

【問4】 解答 B

- A × 法28条1項・2項、29条2項。設問の指定健康保険組合が計画に従わないときは、厚生労働大臣は、「地域型健康保険組合との合併」ではなく、当該健康保険組合の「解散」を命ずることができる。
- B ○ 法3条5項、平25.5.31事務連絡等。設問のとおり。
- C × 則38条1項・5項。任意継続被保険者に係る被扶養者届は、事業主を経由せず、直接保険者（設問の場合は、全国健康保険協会）に提出する。

- D × 法 154 条の 2。設問の特定健康診査等の実施に要する費用については、その「全部」ではなく、「一部」を補助することができる。
- E × 法 204 条 1 項、205 条 1 項、則 159 条。設問の認可の権限は、日本年金機構には委任されていない。この認可の権限（健康保険組合の設立又は解散を伴う場合を除く。）が委任されているのは、地方厚生局長である。一方、日本年金機構には、この認可の権限（健康保険組合に係る場合を除く。）に係る「事務」を行わせるものとされている（事務の委任）。

【問5】 解答 D

- ア ○ 令 22 条。設問のとおり。
 - イ ○ 令 18 条。設問のとおり。
 - ウ × 法 180 条 1 項～3 項。督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して「14 日以上」ではなく、「10 日以上」を経過した日でなければならない。
 - エ × 法 164 条 1 項。任意継続被保険者が初めて納付すべき保険料については、「保険者が指定する日まで」に納付しなければならない。
 - オ ○ 法 162 条。設問のとおり。
- 以上から、誤っているものの組合せは、D（ウとエ）である。

【問6】 解答 A

- A ○ 平 29 保保発 1222 第 2 号。設問のとおり。
- B × 法 172 条 3 号、昭 5.11.5 保理 513 号。事業主が変更した場合も、保険料の繰上徴収が認められる事由（被保険者の使用される事業所が廃止された場合）に該当する。
- C × 令 48 条。設問の 6 ヶ月間のほか、「4 月から翌年 3 月までの 12 ヶ月間」を単位として行うこともできる。
- D × 法 120 条。療養費について、設問のような給付制限が行われることはない。
- E × 法 137 条。出産の日の属する月の前 4 ヶ月間に通算して「26 日分」以上の保険料が納付されていれば足りる。

【問7】 解答 C

- A × 法 119 条、122 条。設問の場合には、保険給付の「全部」ではなく、「一部」を行わないことができる。
- B × 令 21 条。繰替使用した金額及び一時借入金は、「当該会計年度内」に返還しなければならない。
- C ○ 平 6.9.9 保発 119 号・庁保発 9 号。設問のとおり。
- D × 昭 3.7.6 保発 514 号、昭 31.9.17 保文発 170 号。設問後半の場合には、消滅時効は、コルセットの「代金を支払った日」の翌日から起算される。
- E × 昭 27.10.3 保文発 5383 号。被保険者が死亡すると、家族療養費の支給は打ち切られる。

【問8】 解答 E

- ア ○ 平 28 保保発 0513 第 1 号。設問のとおり。
 - イ ○ 平 24 法附則 46 条 2 項。設問のとおり。
 - ウ × 則 1 条 1 項。全国健康保険協会が優先して保険者となるわけではない。設問の場合には、被保険者が、その保険を管掌する保険者を選択しなければならない。
 - エ × 平 28 保保発 0513 第 1 号。「通勤手当」も報酬に含めない。
 - オ ○ 平 25.5.31 事務連絡等。設問のとおり。
- 以上から、誤っているものの組合せは、E（ウとエ）である。

【問9】 解答 B

- A × 法 99 条 4 項、104 条。継続して傷病手当金を受給することができるのは、「資格を喪失した日」ではなく、傷病手当金の「支給を始めた日」から 1 年 6 カ月間である。
- B ○ 平 25.5.31 事務連絡等。設問のとおり。
- C × 法 107 条。設問の場合には、いずれかを選択して受給することができるわけではない。船員保険の被保険者となったときは、資格喪失後の出産育児一時金の支給を受けることができない。
- D × 法 99 条 1 項、昭 2.4.27 保発 345 号。歯科医師による診療を受けた場合も傷病手当金の支給対象となることがある。
- E × 法 103 条 1 項。設問の場合には、それぞれの支給要件を満たす者が選択して受給することができるわけではない。この場合には、出産手当金が支給され、傷病手当金は支給されない。

【問 10】 解答 A

- A ○ 法 53 条の 2、則 52 条の 2。設問のとおり。
- B × 法 3 条 7 項 2 号、昭 52.4.6 保発 9 号・庁保発 9 号。設問の母は被扶養者に該当しない。配偶者の母は、被保険者の 3 親等内の親族であり、被扶養者に該当するためには、生計維持関係のみでは足りず、同一の世帯に属していなければならない。
- C × 昭 5.11.6 保規 522 号。設問の場合には、「調査の日」ではなく、事実に基づき「事実上の使用関係の発生した日」が資格取得日となる。
- D × 法 110 条 2 項 1 号口。「100 分の 90」ではなく、「100 分の 80」である。
- E × 法 38 条 6 号。後期高齢者医療の被保険者になる要件を満たしたときは、後期高齢者医療の被保険者となり、任意継続被保険者の資格を喪失する。



■ 厚生年金保険法 ■

【問1】 解答 D

- A × 法 8 条の 3。設問の 2 以上の船舶は、当然に 1 つの適用事業所とされる。厚生労働大臣の承認を得る必要はない。
- B × 法 12 条 1 号。設問の船員は、厚生年金保険の被保険者となる。
- C × 昭 60 法附則 60 条 2 項。特別加算の額は、受給権者の生年月日が遅いほど大きくなる。
- D ○ 則 51 条の 3。設問のとおり。
- E × 法 66 条 1 項。妻が全額支給停止の申出をしても、子に対する遺族厚生年金の支給停止は解除されない。

【問2】 解答 B

- ア × 法 19 条 2 項、42 条。被保険者期間を 1 ヶ月有しているので、老齢厚生年金は支給される。
 - イ × 法 56 条 1 号。年金たる保険給付の受給権者であるため、障害手当金は支給されない。
 - ウ ○ 則 30 条の 2。設問のとおり。
 - エ ○ 法 88 条。設問のとおり。
 - オ × 参考：法 54 条。設問のような支給停止の規定はない。
- 以上から、正しいものは二つであるため、正解は B である。

【問3】 解答 B

- ア × 法 75 条。確認の請求があった後に、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したものであるときは、保険給付は行う。
 - イ ○ 年金時効特例法 1 条。設問のとおり。
 - ウ × 法 92 条 2 項。年金たる保険給付がその全額につき支給を停止されている間は、時効は進行しない。
 - エ ○ 法 86 条 5 項・6 項。設問のとおり。
 - オ ○ 法附則 29 条 1 項 3 号。設問のとおり。
- 以上から、誤っているものの組合せは、B（アとウ）である。

【問4】 解答 D

- ア × 法附則 11 条の 6 第 1 項。10%相当額ではなく、6%相当額である。
- イ × 法 78 条 1 項。現況の届書を提出しないときは、支給停止されるのではなく、支払いを一時差し止めることができる。また、その後届書が提出された（差し止め事由がなくなった）ときは、差し止められた分がさかのぼって支払われる。
- ウ ○ 法 53 条 2 号。65 歳に達した時点では障害等級に該当しなくなってから 3 年を経過していないため、その時点では受給権は消滅しない。
- エ × 法 78 条の 27、令 3 条の 13 第 2 項。「遅い日」ではなく、「早い日」において受給

権を取得した種別に係る老齢厚生年金に、加給年金額が加算される。

オ ○ 法附則 7 条の 3 第 5 項。設問のとおり。

以上から、正しいものの組合せは、D（ウとオ）である。

【問5】 解答 C

A × 法 8 条 2 項。「3 分の 2 以上」ではなく、「4 分の 3 以上」の同意である。

B × 法 78 条の 14 第 1 項、則 78 条の 14 第 2 号イ。「2 年」ではなく、「3 年」が経過していると認められる場合である。

C ○ 法 14 条 1 号、36 条 1 項、58 条 1 項。設問のとおり。

D × 法 38 条 1 項、法附則 17 条。特別支給の老齢厚生年金を選択したときは、障害基礎年金は併給されない。

E × 法 49 条 2 項。設問の場合は、一定の期間（新たに取得した障害厚生年金の支給を停止すべき期間）、従前の障害厚生年金を支給する。支給を停止するのではない。

【問6】 解答 B

A ○ 法 31 条の 3。設問のとおり。

B × 法 28 条の 2 第 2 項。未支給の保険給付の支給を請求することができる者も、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる。

C ○ 法 28 条の 3。設問のとおり。

D ○ 法 91 条の 2、行政不服審査法 2 条、4 条。厚生年金保険法に規定する不服申立ての対象とならないため、行政不服審査法に基づき審査請求を行うことができる。

E ○ 法 28 条の 2 第 1 項、則 11 条の 2、則 89 条 3 号。設問のとおり。

【問7】 解答 A

A ○ 法 2 条の 4 第 2 項。設問のとおり。

B × 法 2 条の 2。「保険料率」ではなく、「年金たる保険給付の額」である。

C × 令 4 条の 7。「当該年度の 3 月 31 日限り」ではなく、「翌年度の 4 月 30 日限り」である。

D × 法 1 条。設問は、国民年金制度の目的である。厚生年金保険法は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としている。

E × 法 2 条。実施機関ではなく、政府が、管掌する。

【問8】 解答 D

A ○ 法 26 条 1 項。設問のとおり。

B ○ 法 81 条の 2 の 2 第 1 項。設問のとおり。

C ○ 平 25 保保発 0204 第 1 号・年管管発 0204 第 1 号。設問のとおり。

D × 昭 53.6.20 保発 47 号・庁保発 21 号。賞与支払届を提出する必要はない。設問の場合、翌年の定時決定等による標準報酬月額が適用されるまでの間において支給された賞与は、賞与として取り扱われないためである。

E ○ 法 85 条 1 号ハ。設問のとおり。

【問9】 解答 E

A ○ 令 4 条 4 項。設問のとおり。

B ○ 法 19 条 1 項。被保険者の資格を取得した月である平成 29 年 10 月からその資格を喪失した月の前月である平成 30 年 2 月までが、被保険者期間に算入される。

C ○ 法 37 条 1 項。設問のとおり。

D ○ 法 97 条 1 項。設問のとおり。

E × 法附則 7 条の 4 第 1 項～ 3 項、11 条の 5。1 日も基本手当の支給を受けなかった月があった場合は、その月分の老齢厚生年金の支給は停止されない。したがって、その月を対象として、事後精算の仕組みによって支給停止が解除されることもない。

【問 10】 解答 C

A ○ 法 78 条の 32 第 1 項、令 3 条の 13 の 6 第 1 項。設問のとおり。

B ○ 法 78 条の 28。設問のとおり。

C × 法 44 条 1 項。加給年金額が加算される。設問の場合のように、被保険者の資格を喪失して退職時改定が行われ、被保険者期間の月数が 240 以上となった当時に加給年金額の対象となる配偶者がいれば、老齢厚生年金に加給年金額が加算される。

D ○ 法 22 条 1 項 2 号・ 2 項。設問のとおり。

E ○ 法 84 条 3 項。設問のとおり。



■ 国民年金法 ■

【問1】 解答 A

- A ○ 法 108 条の 4、令 11 条の 6 の 2、住民基本台帳法 30 条の 37 第 2 項。設問のとおり。
- B × 法 137 条の 17 第 1 項、基金令 45 条 1 項。「加入員期間の年数にかかわらず」とする記述が誤りである。中途脱退者とは、加入員の資格を喪失した者であって、加入員期間が 15 年に満たないものをいう。
- C × 法 109 条の 3 第 3 項。提供する情報は、「保険料滞納事実に関する情報」のみであり、「保険料納付猶予」とある記述が不要である。また、情報を「提供しなければならない」ではなく、「提供することができる」である。
- D × 令 11 条の 3。基礎年金拠出金の額の算定基礎となる被保険者は、第 1 号被保険者にあつては、保険料納付済期間、保険料 4 分の 1 免除期間、保険料半額免除期間又は保険料 4 分の 3 免除期間を有する者をいう。ここには、保険料全額免除期間や保険料未納期間は含まれない。
- E × 法 92 条の 5 第 1 項、則 72 条の 7。「5 年間」ではなく、「3 年間」である。

【問2】 解答 E

- A ○ 平 26 年管管発 0327 第 2 号。設問のとおり。
- B ○ 法 29 条。設問のとおり。
- C ○ 法 40 条 3 項 1 号。設問のとおり。
- D ○ 法 43 条、昭 60 法附則 8 条 1 項。設問のとおり。
- E × 法 52 条の 4 第 1 項。合算（月数計算）の方法及び支給額の範囲が誤りである。正しくは、保険料納付済期間の月数、「保険料 4 分の 1 免除期間の月数の 4 分の 3 に相当する月数」、「保険料半額免除期間の月数の 2 分の 1 に相当する月数」及び「保険料 4 分の 3 免除期間の月数の 4 分の 1 に相当する月数」を合算した月数に応じて、「120,000 円から 320,000 円」の範囲内で定められた額である。

【問3】 解答 D

- A ○ 昭 60 法附則 20 条 2 項。特例の保険料納付要件を満たしている。
- B ○ 法 94 条 1 項。設問のとおり。
- C ○ 法 87 条 3 項、改定率令 2 条 1 項、厚生労働省資料。設問のとおり。
- D × 法 93 条 3 項。「各月の初日が到来したとき」ではなく、「各月が経過した際」に、納付されたものとみなされる。
- E ○ 法 3 条 2 項。設問のとおり。

【問4】 解答 C

- A ○ 法 101 条 1 項・2 項。設問のとおり。
- B ○ 法 109 条の 6 第 1 項、109 条の 7 第 1 項。設問のとおり。
- C × 昭 60 法附則 18 条 5 項。支給繰下げの申出をすることができる。

- D ○ 昭 60 法附則 14 条 1 項ただし書き、経過措置令 25 条。設問のとおり。
- E ○ 法 36 条の 3、令 5 条の 4。設問のとおり。

【問5】 解答 C

- ア × 法 42 条 1 項。「その申請のあった日の属する月の翌月から」ではなく、「その所在が明らかでなくなった時にさかのぼって」である。
 - イ ○ 昭 60 法附則 16 条 1 項、経過措置令 28 条。設問のとおり。
 - ウ ○ 法 22 条 1 項。設問のとおり。
 - エ ○ 法 40 条。設問のとおり。
 - オ × 昭 60 法附則 14 条 1 項・4 項。支給繰上げの請求をした場合は、振替加算は、65 歳に達した日の属する月の翌月から加算される。つまり、老齢基礎年金の支給を繰り上げても、振替加算は 65 歳から行う。
- 以上から、正しいものは三つであるため、正解は C である。

【問6】 解答 B

- A × 法 11 条の 2。設問の月は、最後の種別である第 3 号被保険者であった月とみなす。
- B ○ 法 52 条。設問のとおり。
- C × 法 90 条 1 項 1 号、令 6 条の 7。全額免除とならない。設問の場合の申請全額免除に係る所得基準は、「 $(4 + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$ 」により、「前年（又は前々年）の所得が 197 万円以下であること」である。所得が 200 万円であるため、この所得基準を満たしていない。
- D × 法 26 条、法附則 9 条 1 項。受給権は発生する。設問の者は、「保険料納付済期間 + 保険料免除期間 + 合算対象期間」を 12 年有しているため、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている。
- E × 法 87 条の 2 第 3 項。「申出をした日の属する月以後の各月に係る保険料に限り」とする記述が誤りである。付加保険料を納付する者でなくなることの申出は、「申出をした日の属する『月の前月』以後の各月に係る保険料について」、することができる。

【問7】 解答 C

- A ○ 法 137 条の 3 第 1 項。設問のとおり。
- B ○ 法 95 条の 2。設問のとおり。
- C × 法 87 条 1 項・2 項、88 条 1 項、94 条の 6。第 2 号被保険者としての被保険者期間については、国民年金の保険料を納付する必要はない。
- D ○ 法 9 条 3 号。設問のとおり。
- E ○ 法 14 条の 2。設問のとおり。

【問8】 解答 D

- A × 法 37 条。死亡した者の要件を満たしていないため、遺族基礎年金は支給されない。
- B × 法 40 条 1 項 2 号、41 条 2 項。子の遺族基礎年金について、支給停止は解除され

ない。妻が婚姻した後は、「生計を同じくするその子の母があること」により、子の遺族基礎年金はその支給が停止される。

- C × 法 37 条の 2 第 2 項。受給権の発生日は、子が出生した日である。夫の死亡時にさかのぼるのではない。したがって、子が出生するまでの期間について、支給停止となる取扱いもない。
- D ○ 法 39 条 3 項 5 号、40 条。妻は、すべての子が減額改定事由に該当したこととなり、その受給権は消滅する。一方、子が実母と同居したことは失権事由ではないため、子の受給権は消滅しない。
- E × 法 41 条 2 項。夫の遺族基礎年金は支給停止とならない。子に優先的に支給されるのではない。子に対する遺族基礎年金は、配偶者（夫又は妻）が遺族基礎年金の受給権を有するときは、原則として、その間、その支給が停止される。

【問9】 解答 A

- A × 法 36 条 2 項。再び障害等級 2 級に該当したときは、支給停止は解除される。
- B ○ 昭 60 法附則 14 条 1 項。所定の要件を満たしているため、振替加算が加算される。
- C ○ 法 5 条 1 項、27 条、昭 60 法附則 8 条 4 項。第 1 号厚生年金被保険者（国民年金の第 2 号被保険者）であった 60 歳から 64 歳までの期間は、合算対象期間となる。
- D ○ 法 20 条 1 項、法附則 9 条の 2 の 4。設問のとおり。
- E ○ 法 27 条の 4 第 2 項 3 号、27 条の 5 第 2 項 2 号、厚生労働省資料。設問のとおり。

【問 10】 解答 E

- A × 法 30 条の 4 第 1 項。受給権は発生する。20 歳前の傷病による障害基礎年金については、保険料納付要件は問われない。
- B × 法附則 9 条の 3 の 2 第 1 項 2 号。請求することができない。
- C × 法 33 条、改定率令 1 条。「100 分の 150」ではなく、「100 分の 125」である。
- D × 法 30 条の 2 第 4 項。受給権は発生する。設問の場合は、障害厚生年金の額が改定されたときに、事後重症による障害基礎年金の支給の請求があったものとみなされるためである。
- E ○ 法 36 条の 2 第 1 項 3 号、則 34 条の 4 第 2 号。設問のとおり。

